

西淀川区内工場用地及び貸工場情報提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西淀川区内に立地又は移転を希望し、工場用地又は貸工場（以下「工場用地等」という。）についての情報を求めている企業（以下「立地希望企業」という。）と、利用し得る工場用地等についての情報を有する宅地建物取引業者との連携を図り、もって当区ものづくり企業の集積の維持及び強化を図ることを目的として実施する西淀川区内工場用地及び貸工場情報提供事業（以下「本事業」という。）に関して、必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 工場等 工場及び操業に必要な事務室等の関連施設をいう。
- (2) 協力宅建事業者 本事業の趣旨を理解し、第6条の規定により登録された宅地建物取引業者をいう。

(取り扱う情報の範囲)

第3条 本事業で取り扱う情報の範囲は、対象となる工場等を立地するための西淀川区内の土地の賃貸及び売買に係る情報並びに貸工場の情報とする。
ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 工場等の立地が都市計画法、建築基準法、消防法その他法令に抵触するもの
- (2) その他区長が本事業の対象とすることが不相当と判断するもの

(登録要件)

第4条 協力宅建事業者としての登録を受けるためには次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による宅地建物取引業者であって、同法による免許の更新を2回以上している者で、かつ西淀川区内に本社、支社、営業所、店舗等を有する者
- (2) 申請日から起算した直近1年間において、西淀川区内の工場用地等の取引実績を有している者
- (3) 過去に宅地建物取引業に基づく免許取消・業務停止・指示の行政処分等を受けていないこと

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則（平成 23 年大阪市規則第 102 号）第 3 条に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと
- (5) 納期限の到来した市町村税を完納していること

（登録申請）

第 5 条 協力宅建事業者の登録を受けようとする西淀川区内に本社、支社、営業所、店舗等を有する宅地建物取引業者は、協力宅建事業者登録申請書（別記第 1 号様式。以下「登録申請書」という。）に必要な資料を添付のうえ区長に提出しなければならない。

（登録等の通知）

第 6 条 区長は、前条に定める登録申請書が提出されたときは、審査を行ったうえでその登録の可否を決定し、協力宅建事業者として登録されることとなった者に対し、協力宅建事業者登録通知書（別記第 2 号様式）により登録の通知を行うものとする。

（登録有効期間）

第 7 条 協力宅建事業者の登録有効期間は、登録決定の日が属する年度を含む 3 力年度とする。

（登録の更新）

第 8 条 協力宅建事業者が登録の更新を希望する場合は、協力宅建事業者登録更新申請書（別記第 3 号様式）に必要な資料を添付のうえ区長に提出しなければならない。

ただし、登録期間中において本事業に基づく当区からの希望物件の照会に対し、一度も情報提供を行えなかった者で、同期間中に工場用地等の取引実績がない者は、登録の更新を行うことができない。

（登録申請書記載事項の変更）

第 9 条 協力宅建事業者は、登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、登録申請書記載事項変更届（別記第 4 号様式）を、ただちに区長に提出しなければならない。

（登録の取り消し）

第 10 条 区長は、協力宅建事業者が第 4 条の要件を満たさなくなったときその他協力宅建事業者として適当でないと認められる事由が発生したときは、その登録を取り消すことができる。

(登録の辞退)

第 11 条 協力宅建事業者は、登録を辞退しようとする場合は、協力宅建事業者辞退届(別記第 5 号様式)を速やかに区長に提出しなければならない。

(利用対象となる立地希望企業)

第 12 条 本事業を利用できる立地希望企業は、日本標準産業分類に定める製造業及びその他区長が特に認める企業とする。

(情報提供の申請)

第 13 条 協力宅建事業者から工場用地等の情報提供を受けようとする立地希望企業は、情報提供申請書(別記第 6 号様式)及び承諾書(別記第 7 号様式)を区長に提出しなければならない。なお、提供を受けることができる情報は、区内の土地の賃貸及び売買に係る情報並びに貸工場の情報に限るものとする。

(情報提供の依頼)

第 14 条 区長は、前条に規定する情報提供申請書及び承諾書の提出があった場合、立地希望企業の名称を秘匿したうえで、物件情報照会書(別記第 8 号様式。以下「照会書」という。)により求められている物件の概要を、協力宅建事業者に対して送付するものとする。

(区長への情報提供)

第 15 条 前条の規定による照会書の送付を受けた協力宅建事業者のうち、照会内容に適合する情報を有する者は、区長に対し、物件情報提供書(別記第 9 号様式)により情報提供するものとする。

(立地希望企業への情報提供)

第 16 条 区長は、第 14 条に規定する照会書を協力宅建事業者に送付してから 3 週間以内(以下「標準情報提供期間」という。)に、前条により情報提供を受けた工場用地等の情報について、情報提供回答書(別記第 10 号様式)により立地希望企業へ提供するものとする。

2 区長は、標準情報提供期間に前条の規定による回答が得られない場合に

は、その旨を立地希望企業に対して連絡するものとする。

(情報提供の継続)

第 17 条 区長は、標準情報提供期間後であっても、立地希望企業が希望すれば、引き続き情報の提供を行うことができる。

(実績報告)

第 18 条 協力宅建事業者は、立地希望企業との間で、第 16 条及び第 17 条に基づき区長が情報提供した工場用地等の売買契約の締結に伴い所有権を移転し、又は賃貸契約の締結に伴い賃貸したときは、実績報告書(別記第 11 号様式)を区長に報告するものとする。

(守秘義務)

第 19 条 当区、協力宅建事業者及び立地希望企業は、本事業の実施において知り得た情報を、情報提供者の許可なく本事業以外の目的で使用してはならない。

(当区の責任)

第 20 条 本事業による情報提供後に協力宅建事業者及び立地希望企業で行われる具体的な調整及び取り交わされる不動産契約並びに情報提供された物件については、当区は一切責任を負わない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 協力宅建事業者の登録その他必要な準備行為は、施行期日前に行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。